

## 平成21年度 箱崎町箱四町会 定期総会 議事録

開催日 : 平成22年5月15日(土)  
開催時間 : 午後6時00分～7時30分  
開催場所 : 箱崎ハイツ地下ホール  
出席者 : 箱四町会役員、会員 35名

議事内容 :

### 1. 開会の挨拶

箱崎町箱四町会 会長 山岸 博

### 2. 第1号議案

平成21年度事業報告

「平成21年度事業報告」により報告(総務部)

平成21年度決算報告

「平成21年度決算報告」により報告(会計部)

監査報告

決算報告書に相違ないことを報告(会計監査)

平成22年度予算案

「平成22年度予算案」を提示(会計部)

平成22年度事業計画

「平成22年度事業計画」を提示(総務部)

質疑応答

Q 「平成22年度予算案」に新規発足する記録広報部の記載が無い。予算額は?

A 支出項目に予算額を記載する。

以上の議案について、出席者の拍手により議決となった。

### 3. 第2号議案

町会規約改定(仮称・記録広報部の創設も含む)

現行の町会規約と、改定案の町会規約を比較しながら説明(総務部)

質疑応答

Q 規約第2条で、「会長がその功労を認めた個人又は法人」の記載の意味は、箱四以外の地域の個人又は法人を指しているのか?

A その通り。町会員としてではなく、町友と言う意味合いを含めている。

Q 第2条で、会長が認めた場合は、他の理事や町会員は異議申し立ては出来ないのか?

A 異議申し立ては出来る。

Q 上記で、町友として参加している個人又は法人からは町会費を徴収するのか?

A 徴収する。

Q 第6条で、役員に不測の事態が起こった場合、代理順はどうなっている?

A 規約には記載されていないが、暗黙の了解がある。

- Q 第9条で、集合住宅から選出された理事は理事会、総会、行事等へ出席できるとある。この文章では、一般会員は行事へ出席できないと誤解を受けないか？
- A 記載内容について、再協議とする。

以上の議案について、出席者の拍手により議決となった。

#### 4. 第3号議案

##### 役員改選

- (1)会計監査 田村 昭雄  
(2)町会長 山岸 博

役員の改選について、出席者の拍手により議決となった。

#### 5. その他の報告事項

##### その他の人事について

- 部会人事について、現行人事と新人事を説明（総務部）  
有馬小学校の登校ルート変更に伴う、警備当番制度について説明（青少年部）

##### 質疑応答

- Q 新人事の部会名簿で、箱四に住んでいない方が副部長として挙がっているが、万が一の際に部長を代行する立場として問題はないか？
- A 代行や将来性を考えての起用ではない。辰口さんは長い間民生委員として、町会に貢献をされており、そういった意味での名誉職と考えていただきたい。

以上の議案について、出席者の拍手により議決となった。